

## 取手市手数料、使用料における受益者負担のあり方に関する基本方針

### 1 基本方針策定の目的

取手市は、多様な市民ニーズに対応するため、様々な行政サービスを提供しており、そのサービスの受益者は多岐にわたっている。また、そのサービスの提供には、人やお金、様々なノウハウや手間など多様なコストがかかっており、現在、その多くは税金で賄われている。

その結果、サービスの受け手である受益者とサービス提供に要するコストの負担者が異なる場合が多く発生しており、受益と負担の開きが大きすぎると、公平性や公益性が損なわれ、適当ではない。

行政サービスの提供に当たっては、自主性・自律性の高い財政運営の確保を前提に、市民の理解と合意を得ながら、その妥当性や有効性、効率性、透明性、公平性などを考慮しつつ、真に必要な行政サービスの維持向上に取り組んでいく必要がある。

そこで、市が提供する行政サービスの質や量、それに要する様々なコストを明確化しうえて、サービスの特性に応じた適正なコスト負担のあり方を定めることとし、「取手市手数料、使用料における受益者負担のあり方に関する基本方針」を策定する。

### 2. 基本方針

#### (1) コスト計算による算定方法の明確化

サービスを利用し、利益を受ける特定の人に応分の負担をいただくため、料金設定の対象となるコストの範囲や算定方法の明確化を図る。その基本となる考え方として、コスト計算という手法を用いて、人にかかるコストと物にかかるコストを基に、負担額の算出根拠を算出する。

$$\text{サービス提供にかかるコスト} = \text{人にかかるコスト} + \text{物にかかるコスト}$$

#### (2) 公費負担と受益者負担の負担割合の明確化

行政サービスの提供には、人やお金、様々なノウハウや手間など多様なコストがかかっており、サービスの受け手である特定の受益者がその享受を受ける形になるとそのサービスの提供には税金が使われていることから、受益と負担の開きが大きすぎると、公平性や公益性が損なわれ、適当ではないと考える。その為、サービスの特性に応じた適正なコスト負担のあり方を定めることとする。

### (3) 減額・減免の対象の限定

本市における各サービスの利用料の減額・減免の現状としては、大別すると、高齢者、障害者、低所得者、生活保護受給者、子どもなどの個人を対象としたものや公用で使用するもの等が挙げられる。

その中で、過大な減額・減免は、受益者負担の公平性を損なうことから、真に特定のであることを十分に認識し、その対象を限定していくこととする。

### (4) 定期的な負担の検証と見直しの実施

適正な受益者負担のあり方を常に維持して行くためには、施設やサービスごとの運営状況や、社会的、政策的適合性について反映する必要がある。

## 3. 原価計算方式によるコストの算出方法

### 《手数料》

表 原価を算出するために用いるコスト計算の区分

区分		定義
人にかかるコスト	人件費	給料、職員手当、共済費などの経費
	処理時間	それぞれの業務にかかる時間を合算し、平均値をとったもの
物にかかるコスト	物件費	需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料などの経費
	年間処理件数	それぞれの業務にかかる年間処理件数

### コスト計算式

$$\text{原価 (円/件)} = 1 \text{ 分当たりの人件費} \times \text{処理時間} + \frac{\text{年間の物件費}}{\text{年間処理件数}}$$

### 《使用料》

表 原価を算出するために用いるコスト計算の区分

区分		定義
人にかかるコスト	人件費	給料、職員手当、共済費などの経費
物にかかるコスト	物件費	需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料などの経費
	維持補修費	施設等の維持管理に要する経費

※上記表にある人・物にかかるコストに減価償却費を加えて試算したところ、利用者への負担が非常に大きくなり、適正な受益者負担の原則からみても過重なものとする。

このようなことも踏まえ、施設は、市の施策として行政目的を持って建設されたものであ

り、誰もが利用することができ、受益者となり得る「市民全体の財産」であるという考えのもと、減価償却費は原価には算入しないものとする。

① コスト計算式（面積単位・時間単位での設定が適当な場合）

$$\text{原価（円／m}^2\cdot\text{時間）} = \frac{\text{人にかかるコスト（円）} + \text{物にかかるコスト（円）}}{\text{貸出区画の総面積（m}^2\text{）} \times \text{年間貸出可能時間（時間）}}$$

※ 会議室、和室、ホールなどの貸室や、イベント開催等に伴い占有される施設については、ある一定の区画（部屋）を貸し出すことになるので、管理運営費（人にかかるコスト＋物にかかるコスト）を貸出区画（部屋）の総面積および年間貸出可能時間で除して算出する。

② コスト計算式（面積単位・時間単位での設定が適当でない場合）

$$\text{原価（円／人）} = \frac{\text{人にかかるコスト（円）} + \text{物にかかるコスト（円）}}{\text{年間利用者数（人）}}$$

※ イベントでの使用を除く体育館、トレーニングルームなど個人利用施設については、不特定多数の個人が同時に利用することになるので、管理運営費（人にかかるコスト＋物にかかるコスト）を年間利用者数で除して算出する。

#### 4 受益者負担割合の設定

##### 《手数料》

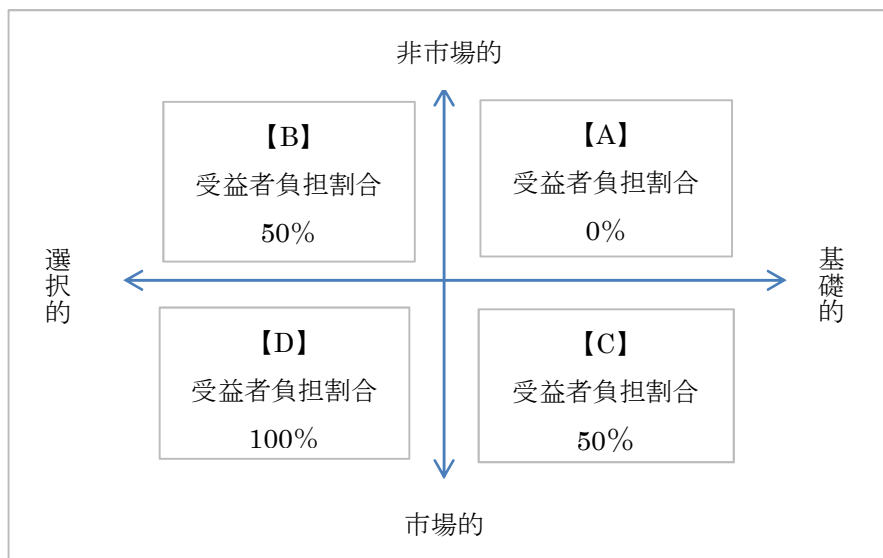
受益者負担割合は、証明書発行等にかかる手数料が、特定の者の利益のために発生した事務にかかる経費であることから、受益者負担割合は原則 100%とする。

##### 《使用料》

適正な使用料を算出するため、行政サービスの及ぶ範囲や程度、行政関与の度合い（行政にしかできないものなのか、民間にも類似のサービスが存在するのか等）について検討し、施設の性質に応じて、管理原価に対する税金（公費）と使用料（受益者負担）の割合を設定する。

##### 施設の性質別分類

サービス分類	サービス内容	負担割合
A 基礎的・非市場的サービス	行政が中心となって提供され、日常生活上、ほとんどの人に必要とされるサービス 【例】道路、公園、図書館	公費負担 : 100% 受益者負担 : 0%
B 選択的・非市場的サービス	民間での提供がない、または、ほとんどない施設であるが、個人によって必要性が異なるサービス 【例】公民館、市民会館	公費負担 : 50% 受益者負担 : 50%
C 基礎的・市場的サービス	民間でも提供可能で、日常生活上、ほとんどの人に必要とされるサービス 【例】斎場	公費負担 : 50% 受益者負担 : 50%
D 選択的・市場的サービス	民間でも提供可能で、個人によって必要性が異なるサービス 【例】駐車場、駐輪場、テニスコート	公費負担 : 0% 受益者負担 : 100%



## 5 受益者負担額の決定

$$\text{受益者負担額} = \text{原価} \times \text{受益者（性質別）負担割合}$$

受益者負担額の決定に当たっては、基本方針を原則としつつ、市民生活への影響や他市町村での現況を踏まえ、著しい違いが生ずる場合は、調整を行うものとする。また、市外利用者や営利目的利用者等へは、受益者負担の目的が、負担に対する公平性を確保することである為、原則として一定の割増しの負担についても考慮するものとする。